別記２

**火災予防の役割と日ごろの注意事項（作成例）**

|  |
| --- |
|  |
| １　管理権原者と統括防火管理者は、この建物での火災予防など安全を守ることについて、みなさんを指導、監督する責任と権限をもっています。  ２　防火管理者は、テナント内の火災予防など安全を徹底して、この建物の安全性を高めることに努めます。 |
|  |
| １　通路､階段、出入口など災害が起きたときに避難通路となる所には､物を置いたり、カーテンなどで隠さないでください。  ２　消火器、誘導灯、屋内消火栓設備など万一の災害に備えた設備や器具は、見通すことができ、いつでも使える状態にしておいてください。  ３　防火戸や防火シャッターの周りには、閉鎖の障害となったり、延焼の媒介となったりするような物を置かないでください。  ４　機械室、ボイラー室、変電室などは、専任の係員以外は立入らないでください。  ５　テナントが無人となるときは、最後に出る人が必ず火の始末をして、鍵をかけてください。  ６　指定した喫煙場所以外は、禁煙とし、吸い殻は、指定した水入り容器以外に捨てないでください（テナント内は、それぞれで決めてください。）。  ７　この建物やテナントの安全を守るために注意することで、わからないことがあるときは、統括防火管理者か防火管理者に聞いてください。 |
|  |
| １　工事をするときは、工事の前に統括防火管理者と相談してください。  ２　工事の施工者は、工事中の火災予防のため、担当責任者を定めて統括防火管理者に報告してください。  ３　工事中の担当責任者は、工事中の安全を守るための計画書を作成し、統括防火管理者に提出してください。  ４　溶接など火を使う作業をするときは、防炎性能のある工事用シートなどで区画し、近くに消火器などの消火用具を準備してください。  ５　危険物、高圧ガスなどの持込みや火を使う作業については、その都度、統括防火管理者の承認を受け、その数量、品名、管理方法や火の使用場所と時間などをはっきりさせてください。 |
| **統括防火管理者に報告しなければならないこと** |
| １　決められた場所、時間以外で臨時に火を使用しようとするとき  ２　テナント独自で工事をしようとするとき  ３　消防訓練をしようとするとき |